

京都市名誉市民表彰条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年6月3日

京都市長 門川大作

京都市規則第15号

京都市名誉市民表彰条例施行規則の一部を改正する規則

京都市名誉市民表彰条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「，住所及び生年月日」を削る。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(総合企画局市長公室)